

大牟田市告示第 2 6 8 号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市契約規則（平成 2 年規則第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 3 日

大牟田市長 関 好 孝

1 入札に付する事項

(1) 契約番号 5 0 4 2 0 0 0 0 0 1

(2) 業務委託の名称 大牟田市歴木地区ため池測量調査設計業務委託

(3) 業務委託の概要

ア 測量業務

(ア) 基準点測量 1 2 点

(イ) 路線測量 堤体部 延長 0 . 3 キロメートル、ため池内部 延長 0 . 5 4 キロメートル

(ウ) 現地測量 0 . 0 8 1 平方キロメートル

イ 地質調査業務

(ア) ボーリング 1 1 箇所

ウ 設計業務

(ア) ため池実施設計 一式（2 箇所）

詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。

(4) 業務委託の期間 契約締結の日の翌日から起算して 1 8 0 日間

(5) 業務委託の履行方式

特定業務委託共同企業体（技術力等を結集し、経営力や施行能力等を補完し、又は強化することを目的として業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。以下同じ。）による共同履行

2 入札参加に必要な資格

次の要件を満たす特定業務委託共同企業体であること。

(1) 2 社により自主結成され、代表構成員（特定業務委託共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち特定業務委託共同企業体を代表するものをいう。以下同じ。）を定める特定業務委託共同企業体であること。

(2) 構成員が次の資格を有していること。

ア 全ての構成員に必要な資格

- (ｱ) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 1 1 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者
- (ｲ) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (ｳ) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (ｲ) 本市（企業局を含む。以下この(ｲ)において同じ。）と締結している業務委託に係る契約（仮契約、この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者（落札者が特定業務委託共同企業体である場合における構成員を含む。）である場合における当該締結前の仮契約及び契約並びに特定業務委託共同企業体の構成員として締結している仮契約及び契約を含む。以下この(ｲ)において同じ。）であって、次に掲げる契約以外のものの件数が、令和 3 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・市内業者）に業種が土木設計で登録されている者（以下「市内業者」という。）又は令和 3 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・準市内業者）に業種が土木設計で登録されている者（以下「準市内業者」という。）のうち令和 3 年度に市内業者と同等と本市が認定したもの（以下「認定業者」という。）にあっては 2 件以内、準市内業者のうち認定業者でないもの又は令和 3 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・県内業者）に業種が土木設計で登録されている者（以下「県内業者」という。）にあっては 0 件である者
 - a 随意契約により締結している契約
 - b 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が 4 , 5 4 5 , 4 5 5 円未満であるもの
 - c 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（履行期間に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施

行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の８第４項（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

d 災害復旧に関する業務委託に係る契約

イ 代表構成員に必要な資格

(ア) 市内業者、準市内業者又は県内業者

(イ) 平成２８年度以後に、国又は地方公共団体が発注した契約金額が５００万円以上の農業用ため池の改修に係る設計の業務委託を元請で履行し、かつ、成果物を引き渡した実績（特定業務委託共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率（構成員の出資額をその属する特定業務委託共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。以下同じ。）が当該特定業務委託共同企業体の他の構成員の出資比率を上回る構成員としての実績に限る。）を有する者

(ウ) この入札に係る業務委託（以下「入札業務委託」という。）において、次のいずれかに該当する者であって、３月以上継続して雇用しているものを管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できる者

a 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（以下「技術士」という。）であって、同法第３２条第１項に規定する技術士登録簿（以下「技術士登録簿」という。）に登録を受けている技術部門が総合技術監理部門であるもの（合格した同法第６条の規定による技術士試験の第２次試験（以下「第２次試験」という。）の試験科目が農業部門の必須科目の農業一般及び農業部門の選択科目の農業農村工学又は農業土木であるものに限る。）

b 技術士であって、技術士登録簿に登録を受けている技術部門が農業部門であるもの（第２次試験の選択科目が農業農村工学又は農業土木であるものに限る。）

c 一般社団法人建設コンサルタンツ協会のシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格制度施行規程（平成３年６月１日施行）第８条第１項に規定するＲＣＣＭ登録システムに登録された者（登録を受けた技術部門が農業土木部門である者に限る。）

d 公益社団法人土地改良測量設計技術協会農業土木技術管理士資格試験事業実施規程（平成８年５月２９日施行）第３条に規定する農

業土木技術管理士である者

ウ 代表構成員以外の構成員に必要な資格

(ア) 市内業者又は認定業者

(イ) 入札業務委託において、３月以上継続して雇用している者を配置することができる者

- (3) 構成員の出資比率がそれぞれ１００分の２０以上であり、かつ、代表構成員の出資比率が代表構成員以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- (4) 構成員に、入札業務委託に係る他の特定業務委託共同企業体の構成員が含まれていないこと。
- (5) 構成員に、この入札に参加する他の特定業務委託共同企業体の構成員と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成３１年４月１日施行）第２条各号に定める関係を有する者が含まれていないこと。

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市郵便入札要綱（平成１５年９月１０日施行）、条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市業務委託契約約款、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎３階）
- (2) 日時 令和４年３月３日（木）から同月３１日（木）まで（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第１１号）第１条第１項に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）午前８時３０分から午後５時１５分まで

4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町２丁目５番地１２
有限会社西山
電話番号 ０９４４－５４－１２１２
- (2) 日時 令和４年３月３日（木）から同月３１日（木）まで（市の休日を除く。）午前９時から午後５時まで

5 業務委託の内容に関する質問書の提出の場所及び日時

業務委託の内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎３階）
- (2) 日時 令和４年３月３日（木）から同月１８日（金）まで。ただし、持参による場合は、日曜日及び土曜日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
- (3) ファックス番号 ０９４４－４１－２５９２

６ 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和４年３月２３日（水）から同月３１日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前８時３０分から午後５時１５分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和４年３月２３日（水）から同月３１日（木）まで

７ 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類（以下「入札書等」という。）とする。なお、(1)、(2)及び(5)から(8)に掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格申請書（２ＪＶ用）（様式第１号）
- (3) 業務委託費内訳書
- (4) 設計図書等購入証明書（原本）
- (5) 同種又は類似業務委託の履行実績調書（様式第２号）
２(2)イ(イ)に規定する実績について記載すること。
- (6) 配置予定技術者等の資格調書（コンサル）（様式第３号）
２(2)イ(ウ)及び２(2)ウ(イ)に規定する条件を満たす資格等について記載すること。
- (7) 特定建設工事等共同企業体入札参加資格認定申請書（様式第４号）
- (8) 特定建設工事等共同企業体協定書（様式第５号）

８ 入札の方法

- (1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおりとする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第１号によるものとし、

同要綱第2条第2項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵送先 〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵送方法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかによる。

ウ 配達指定日 令和4年3月31日（木）

エ 投かん期間 令和4年3月23日（水）から同月28日（月）まで

オ 郵送書類等 入札書等一式

(2) 入札執行回数は、1回とする。

(3) 入札参加者は、開札の前であって市長が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 大牟田市入札室（企業局庁舎3階）

(2) 日時 令和4年3月31日（木）午前11時

入札参加者のうち希望するもの及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

10 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札の結果、14で設定する最低制限価格から13で定める予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせ、最低価格入札者を決定する。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当

該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が 2 に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最低価格入札者が 10 (2) の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。
- (4) 10 (3) の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10 (1) から 10 (3) までの規定を適用する。

1 1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

1 2 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、大牟田市契約規則第 23 条の 2 第 1 号、第 2 号又は第 6 号に該当する場合は、免除とする。

1 3 予定価格（入札書比較価格）

32,270,000 円

1 4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

1 5 入札の無効

- (1) 2 に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1 6 失業者義務吸収人員

無

1 7 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件
 - 前金払 有
 - 部分払 無
- (5) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令及び大牟田市契約規則によるものとする。
- (6) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。